

## 教員免許更新制に関する規則の取扱いに関する要項

(目的)

第1条 この要項は、教員免許更新制に関する規則（平成21年高知県教育委員会規則第5号。以下「規則」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(免許状更新講習を受講することができる者)

第2条 規則第2条第1項第3号の高知県教育長（以下「県教育長」という。）が定める職は、県教育長が必要に応じ、その都度定める職とする。

2 規則第2条第2項第1号の県教育長が定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 文部科学省が所管する独立行政法人又は当該独立行政法人が設置した施設（国立室戸青少年自然の家、国立大洲青少年交流の家その他の施設をいう。）（以下「独立行政法人等」という。）に勤務する職員
- (2) 高知県知事部局へ出向している職員
- (3) その他県教育長が定める者

(更新講習修了確認を受ける義務を課する者)

第3条 規則第3条第2項第1号の県教育長が定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 独立行政法人等に勤務する職員
- (2) 高知県知事部局へ出向している職員
- (3) その他県教育長が定める者

(免許状更新講習の免除対象者)

第4条 規則第4条第2項の県教育長が定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 規則第2条第2項第2号に規定する者
- (2) その他県教育長が定める者

2 規則第4条第3項の県教育長が定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 規則第3条第2項第2号に規定する者
- (2) その他県教育長が定める者

(免許状更新講習の免除対象者に係る優秀教員表彰)

第5条 規則第5条第2号の県教育長が定める表彰は、次に掲げる表彰とする。

- (1) 土佐の教育功績表彰
- (2) 土佐の教育奨励表彰

(専決)

第6条 教育長の権限に属する事務決裁規程（昭和46年3月高知県教育長訓令第3号）第7条第1号の規定に基づき、第2条第1項、同条第2項第4号、第3条第4号、第4条第1項第2号及び同条第2項第2号の事務取扱いは、教職員・福利課長に専決させる。

(証明者)

第7条 免許状の有効期間の更新延長等に必要な次の各号に掲げる各種の証明を行う証明者は、原則として、それぞれ当該各号に定める別表の規定によるものとする。

- (1) 受講対象者の証明 別表第1
- (2) 免除事由の証明 別表第2
- (3) 延長・延期事由の証明 別表第3

附 則

この要項は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成27年7月16日）

この要項は、平成27年7月16日から施行する。